

市内事業所における介護給付費の過大請求について

介護給付費請求につきましては、国の基準に基づき、前年度利用延べ人員数に応じ事業所規模区分ごとに請求することとなっており、介護報酬の単位数は事業所規模区分ごとに異なっておりますが、市内通所介護事業所において、過去に前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数の計算方法が誤ったことに伴い、平均利用延べ人員数が900人超の大規模型通所介護費（Ⅱ）の低い単位数で請求しなければならないところ、750人超900人以下の大規模型通所介護費（Ⅰ）の高い単位数で請求していたケースがありました。

当該ケースは過誤申し立てにより返還となりましたが、このような事態が生じないように、算定基準等の内容についてご理解いただき、適正に請求していただきますようお願いいたします。

なお、令和6年度から規模区分が変更となっておりますので、再度ご確認ください。

通所介護事業所における事業所規模による区分基準

（参考例）サービス提供時間7～8時間 要介護5の利用者の場合

（令和6年度改正分）

750人以下・・・・・・・・・・	通常規模型事業所	1148単位
750人超900人以下・・・・	大規模型事業所（Ⅰ）	1097単位
900人超・・・・・・・・・・	大規模型事業所（Ⅱ）	1059単位